

## **[事案 2021-197] 新契約無効請求**

・令和4年1月7日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和元年12月に契約した年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から正確な説明を受けていれば、自分に必要ない保険と判断して、契約はしなかった。
- (2) 募集人は、重要事項の説明等について適切な説明を行っていなかった。

### **<保険会社の主張>**

募集人に事実確認を行った結果、申立人に対して、適正かつ十分な説明が行われていなかったことが判明したことから、申立人の請求に応じることにより、本件の解決を図りたい。

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。